

高知市上下水道局特命随意契約公表一覧

(物件関係)

No.	予算所管名	契約の名称	契約相手方の所在地及び名称	契約締結日	契約期間	契約金額(円)	随意契約の理由	地方公営企業法施行令第21条の13第1項中の号	備考
1	下水道施設管理課	上下水道局庁舎外電力需給契約	香川県高松市丸の内2番5号 四国電力株式会社	R8.4.1	R8.4.1～ R10.3.31	1,276,640,724	<p>本案件は、現行の電力需給契約に引き続き、上下水道局所管の24施設を一括して対象とし、四国電力株式会社との間で長期割引を附帯する電力需給契約を締結するものである。契約の方法として、以下の2案について検討した。</p> <p>① 四国電力株式会社と特命随意契約により、24施設を一括して長期割引を附帯する電力需給契約をする場合</p> <p>② 一般競争入札を行い、24施設を一括契約とする場合</p> <p>検討に際し、高知県及び高知市での電気の調達における入札に参加した実績がある事業者に見積をもとに費用比較を行った。比較の結果、①案の方が②案よりも大幅に安価となった。②案については、参加者の有無は不透明である。また、一般競争入札が不調に終わった場合は、以下の選択肢が想定される。</p> <p>ア 割引なしで四国電力株式会社と標準メニューで契約を継続する。</p> <p>イ 他の電力会社を探して契約する。</p> <p>アは割引が適用されないため料金が高くなること、イは条件交渉や調整に時間を要し、必ずしも安価に契約できない可能性がある。また、いずれの会社とも契約できなかった場合は、四国送配電株式会社による最終保証供給での契約を結ばざるを得ず、料金は約2割高くなるなど、高いリスクを伴うことになる。</p>	6号	

高知市上下水道局特命随意契約公表一覧

(物件関係)

No.	予算所管 課名	契約の名称	契約相手方の 所在地 及び名称	契約 締結日	契約期間	契約 金額 (円)	随意契約の理由	地方公営企業法 施行令第21条の 13第1項中の号	備考
2	下水道施設管 理課	瀬戸水再生センター 産業廃棄物処分業務	高知県須崎市押岡123 番地 住友大阪セメント株式 会社高知工場	R8.4.1	R8.4.1～ R9.3.31	単価契約 15,400円/t	<p>本業務は、瀬戸水再生センターで発生する下水汚泥（有機性汚泥）の処分を委託するものである。</p> <p>この下水汚泥の処分については、有効利用がなされる処分方法で、継続的に、かつ、安定的に処分可能な産業廃棄物許可業者（有機性汚泥）に委託する必要がある。</p> <p>左記業者は、排出予定量の下水汚泥を継続的に、かつ、安定的に処分可能な産業廃棄物許可業者であり、当該業務を確実に遂行できる県内唯一の業者である。</p>	2号	
3	下水道施設管 理課	瀬戸水再生センター 産業廃棄物収集・運 搬業務	高知県須崎市押岡123 番地 高窯運輸株式会社	R8.4.1	R8.4.1～ R9.3.31	単価契約 3,960円/t	<p>本業務は、瀬戸水再生センターで発生する下水汚泥の収集・運搬を委託するものである。</p> <p>汚泥処分の委託先として住友大阪セメント株式会社高知工場と随意契約しようとしているところであるが、住友大阪セメント株式会社高知工場は産業廃棄物の収集・運搬の許可を有しておらず、当該許可を有する高窯運輸株式会社を安全面と運用面から汚泥を運搬する業者として指定している。よって、左記業者は当該業務を確実に遂行できる唯一の業者である。</p>	2号	

高知市上下水道局特命随意契約公表一覧

(物件関係)

No.	予算所管 課名	契約の名称	契約相手方の 所在地 及び名称	契約 締結日	契約期間	契約 金額 (円)	随意契約の理由	地方公営企業法 施行令第21条の 13第1項中の号	備考
4	下水道施設管 理課	自家用電気工作物保 安管理業務（下知水 再生センター外38箇 所）	高松市林町331番地2 一般財団法人 四国電 気保安協会	R8. 4. 1	R8. 4. 1～ R9. 3. 31	16,423,445	<p>本委託業務は、電気事業法第38条第3項に定め る自家用電気工作物の保安管理を行うものであ る。 本施設の自家用電気工作物の保安管理を行うた めには、つぎの3種類の方法がある。 （1）主任技術者を選任するか（電気事業法第43 条第1項） （2）要件を備えた個人に委託するか（電気事業 法施行規則第52条第2項） （3）要件を備えた法人に委託するか（電気事業 法施行規則第52条第2項） このうち、（1）の方法については、高知市上下 水道局では人員配置や財政の面で採用していな い。 （2）の方法については、事故・災害等緊急時に 備えての24時間体制の確保や、技術力、責任・賠 償能力の確認により要件が満たされれば可能と考 えられる。 しかし、委託業務の対象となる施設は、主に降雨 時の浸水防除、水再生センターにおいては確実に 下水を処理し公共用水域の水質保全を行い、市民 の安心・安全を守ることが要求される基幹施設で あり、災害による広範囲の停電等で緊急かつ同時 に複数の施設に対応する必要もあること、特に保 安管理人員の確保が求められることから、個人事 業者を相手方とすることは適当でないと考えられ る。 （3）の方法の中で、左記業者は電気事業法施行 規則第52条の2に規定する要件を満たし、そのう えで中国四国産業保安監督部長の承認を受けるこ とができる高知県内に事業所を有する法人のひと つで、事業場の受託にあたり換算係数制限を受け る保安業務従事者の数等の人員面や法人の施設面 において、上述の当該施設の特性上必要とされる 有事の体制等において、最も確実に対応できる法 人である。</p>	6号	
5	下水道施設管 理課	針木ポンプ場運転管 理業務	高知市農人町2番5号 株式会社 四国ポン プセンター	R8. 4. 30	R8. 5. 1～ R11. 4. 30	9,680,000	<p>本業務委託の入札の結果不落となった。 本業務は令和8年5月1日からの開始が必 須であり、業務開始のスケジュール上、更改 入札が困難である。 このため、本件入札において、最低価格の 入札をした業者と随意契約を締結するもので ある。</p>	8号	

## 高知市上下水道局特命随意契約公表一覧

(物件関係)

No.	予算所管 課名	契約の名称	契約相手方の 所在地 及び名称	契約 締結日	契約期間	契約 金額 (円)	随意契約の理由	地方公営企業法 施行令第21条の 13第1項中の号	備考
6	各課	ガソリン等	高知市大原町80番地2 高知県石油業協同組合	R8.4.1	R8.4.1～ R9.3.31	複数単価契約	<p>当該契約は、上下水道事業を円滑に行っていく上で必要である公用車やガソリン等の燃料を動力源とする機器等の燃料を安定的かつ適正な価格で購入するため、単価契約をしようとするものである。</p> <p>左記組合は、高知市内のガソリン等の販売店の大部分を組合員として組織されており、必要時に適正な価格で、広範囲の給油所から供給することが可能であり、緊急時においても市内のどの地区でも燃料供給が可能であり、供給量も安定している。</p> <p>また、支払い事務においても窓口が組合に一本化されることにより事務の効率化及び軽減化が図れる等、契約の相手方として唯一の団体である。</p>	2号	
7	企画財務課	電子入札システムの 運用保守に係る業務 委託	高知市本町四丁目2番 40号 富士通Japan株式会社 西日本公共ビジネス統 括部（高知）	R8.4.1	R8.4.1～ R9.3.31	1,531,200	<p>本業務は、高知市上下水道局が平成29年度から導入している電子入札システム（以下、本システム）の運用保守契約が令和8年3月31日で契約期間が終了するため、新たに運用保守業務を委託するものである。</p> <p>本システムはコスト面・運用面での優位性を鑑み、平成27年度から電子入札を開始した市長部局と同一のサービスを導入したものである。</p> <p>本システムは富士通Japan株式会社が独自の技術により構築・開発しており、また、同社の委任先である富士通Japan株式会社西日本公共ビジネス統括部（高知）とは、平成29年度の電子入札導入時から継続して本システムの運用保守に係る契約を締結している。</p> <p>本業務を行うためには、障害発生時等に迅速かつ適切な対応を行い、本システムを適切に運用保守する必要があることから、本システム全体に精通している必要がある。</p> <p>左記業者は、本システムの運用保守のノウハウも有しており、本業務を確実に実施できる唯一の業者である。</p>	2号	

## 高知市上下水道局特命随意契約公表一覧

(物件関係)

No.	予算所管名	契約の名称	契約相手方の所在地及び名称	契約締結日	契約期間	契約金額(円)	随意契約の理由	地方公営企業法施行令第21条の13第1項中の号	備考
8	企画財務課	上下水道会計システムの運用支援に関する業務委託	高知市本町四丁目2番40号 富士通Japan株式会社 西日本公共ビジネス統括部(高知)	R8.4.1	R8.4.1～ R9.3.31	3,433,320	本契約は、上下水道会計システム(以下、『システム』という。)の運用支援(定例処理の支援・ヘルプデスク業務・障害対応など)を行うものであり、令和8年3月31日にて契約期間が満了するため、今回、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで(12か月)の契約を締結するものである。 システム全体の構成及び環境等を熟知し、本業務を安全かつ確実に実施できることが要件となる。 富士通Japan株式会社西日本公共ビジネス統括部(高知)は、システムの構築業者であり、日々の運用支援業務を行っており、システムの構成等を熟知する唯一の業者である。	2号	
9	企画財務課	上下水道施設情報管理システムのソフトウェア保守に関する業務委託	兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号 株式会社 管総研	R8.4.1	R8.4.1～ R9.3.31	3,828,000	本契約は、上下水道施設情報管理システム(以下、『システム』という。)のソフトウェア保守(ヘルプデスク業務・障害対応など)を行うものであり、令和8年3月31日にて契約期間が満了するため、今回、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで(12か月)の契約を締結するものである。 システム全体の構成及び環境等を熟知し、本業務を安全かつ確実に実施できることが要件となる。 株式会社管総研は、システムの構築業者であり、日々の運用保守業務を行っており、システムの構成等を熟知する唯一の業者である。	2号	

## 高知市上下水道局特命随意契約公表一覧

(物件関係)

No.	予算所管 課名	契約の名称	契約相手方の 所在地 及び名称	契約 締結日	契約期間	契約 金額 (円)	随意契約の理由	地方公営企業法 施行令第21条の 13第1項中の号	備 考
10	企画財務課 下水道整備課	高知県土木積算システム使用契約	高知市大津甲540番1 公益社団法人 高知県建設技術公社	R8.4.1	R8.4.1～ R9.3.31	11,515,442	<p>本契約は、土木工事の設計積算を行うために必要となる高知県土木積算システム（以下、『システム』という。）の使用契約を締結するものである。</p> <p>システムは、高知県土木部策定の土木積算基準と、高知県が著作権を有する資材単価等を使用しており、また、基準改正や資材単価の更新も短期間かつ的確に行われていることなど、土木工事積算作業の省略化を図ることができる唯一のシステムである。</p> <p>公益社団法人高知県建設技術公社は、システムの運用管理を行っており、使用契約を締結することができる唯一の機関である。</p>	2号	
11	浄水課	旭浄水場中央監視設備点検業務委託	広島県広島市中区大手 町二丁目7番10号 メタウォーター株式会社 中四国営業部	R8.4.1	R8.4.1～ R9.3.31	13,970,000	<p>本委託業務は、旭浄水場をはじめとする本市水道施設の運転状況、各種計測値等を24時間連続で監視・記録している旭浄水場中央監視設備（電子計算機設備）の性能維持のため、保守点検及び調整業務を行うものである。</p> <p>当該監視設備は、メタウォーター株式会社の独自技術に基づき開発・構築された固有のシステムであり、業務を実施するにあたっては、開発者の技術的なデータや確実な技術・技能に基づいて行う必要がある。</p> <p>左記業者は、当該監視設備のシステム開発業者であり、かつ当該システムの製造・設置及び施工業者でもあるため、本業務を確実に実施できる唯一の業者である。</p>	2号	

高知市上下水道局特命随意契約公表一覧

(物件関係)

No.	予算所管 課名	契約の名称	契約相手方の 所在地 及び名称	契約 締結日	契約期間	契約 金額 (円)	随意契約の理由	地方公営企業法 施行令第21条の 13第1項中の号	備考
12	浄水課	針木浄水場中央監視 設備点検業務委託	香川県高松市寿町二丁 目2番10号 株式会社正興電機製作 所 四国営業所	R8. 4. 1	R8. 4. 1～ R9. 3. 31	13,354,000	<p>本委託業務は、針木浄水場をはじめとする本市水道施設の運転状況、各種計測値を24時間連続で監視・記録している針木浄水場中央監視設備（電子計算機設備）の性能維持のため、保守点検及び調整業務を行うものである。</p> <p>当該監視設備は、株式会社正興電機製作所の独自技術に基づき開発・構築された固有のシステムであり、業務を実施するにあたっては、開発者の技術的なデータや確実な技術・技能に基づいて行う必要がある。</p> <p>左記業者は、当該監視設備のシステム開発業者であり、かつ当該システムの製造・設置及び施工業者でもあるため、本業務を確実に実施できる唯一の業者である。</p>	2号	

高知市上下水道局特命随意契約公表一覧

(物件関係)

No.	予算所管 課名	契約の名称	契約相手方の 所在地 及び名称	契約 締結日	契約期間	契約 金額 (円)	随意契約の理由	地方公営企業法 施行令第21条の 13第1項中の号	備考
13	浄水課	自家用電気工作物保安管理業務（針木浄水場外22箇所）	香川県高松市林町331番地2 一般財団法人 四国電気保安協会	R8. 4. 1	R8. 4. 1～ R9. 3. 31	8,063,444	<p>本委託業務は、電気事業法第38条第3項に定める自家用電気工作物の保安管理を行うものである。</p> <p>本施設の自家用電気工作物の保安管理を行うためには、つぎの3種類の方法がある。</p> <p>(1) 主任技術者を選任するか（電気事業法第43条第1項）</p> <p>(2) 要件を備えた個人に委託するか（電気事業法施行規則第52条第2項）</p> <p>(3) 要件を備えた法人に委託するか（電気事業法施行規則第52条第2項）</p> <p>このうち、</p> <p>(1)の方法については、高知市上下水道局では人員配置や財政の面で採用していない。</p> <p>(2)の方法については、事故・災害等緊急時に備えての24時間体制の確保や、技術力、責任・賠償能力の確認により要件が満たされれば可能と考えられる。</p> <p>しかし、委託業務の対象となる施設は、市民のライフラインとして安心で安定した飲料水を供給するための基幹施設であり、災害による広範囲の停電等で緊急かつ同時に複数の施設に対応する必要もあること、特に保安管理人員の確保が求められることから、個人事業者を相手方とすることは適当でないと考えられる。</p> <p>(3)の方法の中で、左記業者は電気事業法施行規則第52条の2に規定する要件を満たし、そのうえで中国四国産業保安監督部長の承認を受けることができる高知県内に事業所を有する法人のひとつで、事業場の受託にあたり換算係数制限を受ける保安業務従事者の数等の人員面や法人の施設面において、上述の当該施設の特性上必要とされる有事の体制等において、最も確実に対応できる法人である。</p>	6号	

高知市上下水道局特命随意契約公表一覧

(物件関係)

No.	予算所管 課名	契約の名称	契約相手方の 所在地 及び名称	契約 締結日	契約期間	契約 金額 (円)	随意契約の理由	地方公営企業法 施行令第21条の 13第1項中の号	備考
14	浄水課	桂浜公園外自動水質 監視装置保守点検業 務	高知市薊野中町33番 57-3号 株式会社環境機器	R8.4.1	R8.4.1～ R9.3.31	1,854,600	<p>本業務は、24時間連続で給水栓の濁度・色度・残留塩素・水圧を測定している自動水質監視装置（MWB 4-72型）計6台の性能保持のため、通年の保守管理と1年に2回保守点検を行うものである。</p> <p>当該装置6台は、令和4年度から令和6年度に購入した東亜ディーケーケー株式会社の製品であり、メーカー独自の技術に基づき設計・製作されたものである。</p> <p>このため、業務を実施するにあたっては、当該装置に係るメーカー独自の技術情報、整備ノウハウを有していることが必須であり、必要に応じてメーカーからの技術的支援等を受けることができないなければならない。</p> <p>左記業者は、メーカーである東亜ディーケーケー株式会社が高知県内における維持管理業者として指定する者であり、維持管理にかかる技術的な指導を受け、長年にわたりメーカーの装置維持管理業務を行ってきたことから、当該装置に関しての専門的な技術・整備ノウハウを有しており、上記の条件を満足し、本業務を迅速で的確に実施できる唯一の業者である。</p>	2号	

高知市上下水道局特命随意契約公表一覧

(物件関係)

No.	予算所管 課名	契約の名称	契約相手方の 所在地 及び名称	契約 締結日	契約期間	契約 金額 (円)	随意契約の理由	地方公営企業法 施行令第21条の 13第1項中の号	備考
15	総務課	水道賠償責任保険	東京都千代田区九段南 四丁目8番9号 公益社団法人 日本水 道協会	R8. 4. 1	R8. 4. 1～ R9. 4. 1	1,879,100	<p>当該保険は、公益社団法人日本水道協会が、同協会会員を対象に、水道施設の所有又は管理中に生じた偶然の事故や、既設の水道施設の補修・修理工事中に生じた偶然の事故に起因して他人の生命若しくは身体又は財物に損害を与えた場合、法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害賠償金等の損失に対して、全額又はその一部を保険会社より保険金として支払う制度である。</p> <p>この賠償責任保険は、現在、約1100の地方公共団体等が加入しているため、スケールメリットが大きく、安定した保険料で補償が提供可能である。また、保険料の算定は、加入する年の前年度末に把握している管路延長を基に行われるが、契約期間中に管路及び施設の増加があっても、保険の追加申請及び追加納付の必要がないため、随時の保険加入申し込みが不要であることから事務の効率化・簡素化を図ることができ、また、契約期間中に増加した水道施設について賠償責任保険の適用対象とならないリスクを未然に防ぐことができる保険制度である。</p> <p>当該保険と同様の要件を備えた保険商品取扱いは他には無く、左記相手方が当該保険商品を提供できる唯一の契約相手方である。</p>	2号	

高知市上下水道局特命随意契約公表一覧

(物件関係)

No.	予算所管名	契約の名称	契約相手方の所在地及び名称	契約締結日	契約期間	契約金額(円)	随意契約の理由	地方公営企業法施行令第21条の13第1項中の号	備考
16	管路管理課	令和8年度上水道施設時間外修繕等業務委託	高知市六泉寺町93番地15 高知市管工事設備業協同組合	R8.4.1	R8.4.1～ R9.3.31	42,242,200	<p>本業務は、上下水道局の勤務時間外である平日の夜間（17時15分から8時30分まで）及び土日祝日（24時間）において、高知市内全域で発生する突発的な水道事故等に対し、緊急修繕工事を実施するために必要な人員の確保を目的とする。</p> <p>市内での緊急修繕工事については、契約の相手方の中心が中小企業となっており、当該業務を特定の1者のみと契約した場合、24時間体制での人員及び資機材等の確保や、様々な現場状況に応じた修繕方法に対応できる経験と技能を保有する技術者等の配置等が困難であることから、中小企業を統括する協同組合等の組織がふさわしいと考える。</p> <p>当該協同組合は組合員の取り扱う建設工事の共同受注、共同施工等を事業目的として設立された団体であり、令和8年2月末時点において、指定給水装置工事業業者60者の市内業者（令和7年度の水道管路に係る請負工事の入札参加資格業者51者を含む）で構成され、中小企業1者では受注が難しい案件でも十分責任を持って契約を履行できる体制が整備されている組合であるとして、四国経済産業局から官公需適格組合（工事）である証明を受けた、高知市内における唯一の組合であり、当該業務を履行できる唯一の団体と考える。</p>	2号	

高知市上下水道局特命随意契約公表一覧

(物件関係)

No.	予算所管 課名	契約の名称	契約相手方の 所在地 及び名称	契約 締結日	契約期間	契約 金額 (円)	随意契約の理由	地方公営企業法 施行令第21条の 13第1項中の号	備考
17	管路管理課	災害対策施設等維持 管理業務委託	高知市六泉寺町93番地 15 高知市管工事設備業協 同組合	R8. 4. 1	R8. 4. 1～ R9. 3. 31	12,177,000	<p>本業務は、災害発生時における非常用の飲料水貯留施設として市内25か所に設置している耐震性非常用貯水槽および水圧調整施設として市内58か所に設置している減圧弁の点検、清掃及び調整等、定期的な維持管理を行うものである。</p> <p>本業務を履行するにあたっては、当該施設の構造や特性及び地域の状況に精通し、上記業務の履行に必要な技術者と体制を有する組織でなければならない。また、当該業務を特定の1者のみと契約した場合、災害発生時において、各施設について1者だけが把握している状態となり、応急活動に支障が生じる恐れがあることから、中小企業を統括する協同組合等の組織がふさわしいと考える。</p> <p>左記組合は、組合員の取り扱う建設工事の共同受注等を事業目的として設立され、令和8年2月時点において、指定給水装置工事事業者60者の市内業者(令和7年度の水道管路に係る請負工事の入札参加資格業者51者を含む)で構成されている。このため、当該施設を含む水道施設全般の構造や地域特性に精通していることに加え、業務の履行に必要な技術者の確保及び体制構築が可能な組織であり、加えて、本市と『災害時の応急活動の協力に関する協定』を締結している団体である。</p> <p>さらに、中小企業1者では受注が難しい案件でも十分責任をもって契約を履行できる体制が整備されている組合であるとして、四国経済産業局から官公需適格組合(工事)である証明を受けた、高知市内における唯一の組合であり、当該業務を履行できる唯一の団体であると考えられる。</p>	2号	